

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 37 号

小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例  
の制定について

小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例を次のよ  
うに定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、小学生および中学生の市が設置する公の施設の使用料に関する特例を定めることにより、小学生および中学生の学習活動およびスポーツ活動の促進に資することを目的とする。

(使用料の特例)

第 2 条 市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒（高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下この条において同じ。）（第 2 号、第 3 号および第 6 号から第 10 号までに掲げる施設にあっては、教員等に引率された児童および生徒を除く。）または市の区域外の学校に在学する児童もしくは生徒で市の区域内に居住するものが、次の各号に掲げる施設を個人で利用する場合（第 11 号に掲げる施設（函館市恵山プールに限る。）にあっては、市の区域内に居住する児童または生徒が個人で利用する場合を除く。）は、当該各号に定める使用料を徴収しないものとする。

(1) 函館市勤労者総合福祉センター条例（平成 15 年函館市条例第 28 号）に規定する函館市勤労者総合福祉センターのアリーナ、軽体育室および和室研修室 基本使用料

(2) 函館市写真歴史館条例（平成 7 年函館市条例第 12 号）に規定する函館市写真歴史館 入館料

- (3) 函館市灯台資料館条例（平成16年函館市条例第98号）に規定する函館市灯台資料館 入館料
- (4) 函館市都市公園条例（昭和33年函館市条例第5号）に規定する千代台公園陸上競技場（附属施設を除く。）、根崎公園アーチェリー場、千代台公園弓道場、空港緑地志海苔ふれあい広場パークゴルフ場およびすずらの丘公園パークゴルフ場 使用料
- (5) 函館市熱帯植物園条例（平成21年函館市条例第53号）に規定する函館市熱帯植物園 入園料
- (6) 函館市重要文化財旧函館区公会堂条例（昭和58年函館市条例第10号）に規定する函館市重要文化財旧函館区公会堂 入館料
- (7) 函館市北方民族資料館条例（平成元年函館市条例第29号）に規定する函館市北方民族資料館 入館料
- (8) 函館市文学館条例（平成4年函館市条例第49号）に規定する函館市文学館 入館料
- (9) 市立函館博物館条例（昭和27年函館市条例第20号）に規定する市立函館博物館および市立函館博物館郷土資料館（旧金森洋物店） 入館料
- (10) 函館市北洋資料館条例（昭和57年函館市条例第17号）に規定する函館市北洋資料館 入館料
- (11) 函館市地域体育施設条例（平成16年函館市条例第126号）に規定する函館市恵山プールおよび函館市南茅部プール 使用料
- (12) 函館市民体育館条例（昭和49年函館市条例第70号）に規定する函館市民体育館の競技場、体育室およびトレーニング室 基本使用料
- (13) 函館市民プール条例（昭和46年函館市条例第42号）に規定する函館市民プール 基本料金および超過料金

#### 附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次の各号に掲げる回数券を保有する者から、使用料が無料となったことを理由として、その理由を証する書面を添

付等して当該回数券の払戻しの請求があったときは，この条例の施行の日から平成22年9月30日までの間（以下「払戻期間」という。）に限り，当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは，その端数は，1円とする。）を払い戻すものとする。

(1) 函館市勤労者総合福祉センター条例別表第2に規定する小学生および中学生の回数券 500円に，未使用の券の枚数を11で除して得た額を乗じて得た額

(2) 函館市都市公園条例別表5 1の表に規定する生徒（高校生を除く。）および児童の回数券 500円に，未使用の券の枚数を11で除して得た額を乗じて得た額

(3) 函館市地域体育施設条例別表第5に規定する中学生の回数券 1,500円に，未使用の券の枚数を11で除して得た額を乗じて得た額

(4) 函館市地域体育施設条例別表第5に規定する小学生の回数券 1,000円に，未使用の券の枚数を11で除して得た額を乗じて得た額

(5) 函館市民体育館条例別表第2に規定する小学生および中学生の回数券 600円に，未使用の券の枚数を11で除して得た額を乗じて得た額

(6) 函館市民プール条例別表第2に規定する小学生および中学生の回数券 1,200円に，未使用の券の枚数を11で除して得た額を乗じて得た額

3 この条例の施行の際現に函館市重要文化財旧函館区公会堂条例別表，函館市北方民族資料館条例別表および函館市文学館条例別表に規定する共通入館券（学生，生徒および児童のものに限る。）を保有する者から，入館料が無料となったことを理由として，その理由を証する書面を添付等して当該共通入館券の払戻しの請求があったときは，払戻期間に限り，次の各号に掲げる共通入館券の区分に応じ，当該各号に定める額を払い戻すものとする。

(1) 2館共通入館券 125円に，入館していない施設（函館市旧イ

ギリス領事館（開港記念館）条例（平成4年函館市条例第29号）  
に規定する函館市旧イギリス領事館（開港記念館）を除く。以下同  
じ。）の数を乗じて得た額

(2) 3館共通入館券 120円に，入館していない施設の数に乗じて  
得た額

(3) 4館共通入館券 105円に，入館していない施設の数に乗じて  
得た額

（提案理由）

市内の小学生および中学生の公の施設の使用料を無料とするため